

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」を 希望される患者さんへ

当院では、平成18年4月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）を希望される外来患者さんに、先発医薬品（新薬）を後発医薬品に変更することができる院外処方せんを発行いたします。

ご希望の方は、診察を受けられるとき、ご遠慮なく医師にお申し出ください。

以下の点にご注意ください。

- 一、治療上、後発医薬品への変更を不可と医師が判断することがあります。
- 二、先発医薬品に対して後発医薬品が発売されていない場合があります。
一般に先発医薬品の約6割に後発医薬品があると言われて
ています。
- 三、調剤薬局で薬剤師から後発医薬品についての情報提供と説明を受けて、お薬を選んでください。
- 四、診察を受けられる時や入院をされるときは「お薬手帳」をご持参ください。服用中の薬を確認いたします。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）についての説明書（冊子）を総合案内、FAXコーナー、地域連携室に用意していますのでお尋ねください。

**後発医薬品（ジェネリック医薬品）についてのご質問がございましたら各窓口にお申し出ください。
当院の薬剤師が説明をいたします。**

平成18年4月
八尾市立病院
病院長 米田正太郎